

電気通信番号規則等の一部改正について

(諮問第3095号)

<目次>

1 報告書	1
2 答申書(案)	6
3 改正概要	7
4 新旧対照表	15

- ・電気通信番号規則の一部を改正する省令案
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案

(参考)

- ・電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案 17



平成29年9月1日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 新 美 育 文 殿

電気通信番号委員会  
主 査 相 田 仁

### 報 告 書

平成29年6月23日付け諮問第3095号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりである。

## 電気通信番号規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びそれに対する考え方

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	改正に賛成します。	本改正案に賛同いただいたものとして承ります。	無
2	<p>(匿名①)</p> <p>一年半以上の答申を踏まえ、今になって電気通信番号規則の一部を改正するのはなぜでしょうか。</p> <p>そもそも平成 27 年 12 月 17 日「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」の答申は、主に M2M 等専用番号の導入について検討されたものです。FMC 等専用番号については次の一文のみです。</p> <p>『携帯電話番号(090/080/070)と隣接している 060 番号については、9,000 万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。』</p> <p>この時点では、060 番号帯をすべて携帯電話番号として留保するのか、0600 番号帯を残すのかについては議論されておらず、今回の改正で後者の方針となった経緯が明らかではありません。</p> <p>一部報道により、FMC 等専用番号の割り当てを希望する事業者が現れたためともいわれております。本件、意見募集を行うにあたって必要な情報が不足しているのではないのでしょうか。</p>	<p>情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27 年 12 月 17 日)では、現在、FMC 等サービスに割り当てられている 060 番号について 9,000 万番号が未指定となっているため、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保することが適当とされています。</p> <p>今回、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向等を踏まえつつ、FMC 等専用番号である 060 番号の移行先を、「FMC 等専用番号の移行先候補」(情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会 第 79 回 資料 79-4 (参考 2))、同部会 電気通信番号委員会 第 7 回 資料 7-2 (参考 2)) を踏まえ検討した結果、「0600」番号帯を FMC 等専用番号にすることが適当と考えます。</p>	無
3	<p>(匿名②)</p> <p>携帯網と固定網を組み合わせ、1つの番号で提供されるサービスを専用番号帯を移行することにより、携帯電話番号として 060 番号帯を留保する今回の関係規定の整備に賛成します。</p> <p>このたびの省令改正案につきましては、平成 27 年 12 月 17 日の情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気</p>	<p>本改正案に賛同いただいたものとして承ります。</p> <p>一般の制度改正は、「M2M 等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号の逼迫(不足)が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話番号(090/080/070)と隣接している 060 番号については 9,000 万番</p>	無

	<p>通信番号に係る制度の在り方」にてあります通り今後の MVNO を含む携帯電話番号に関する今後の高度化・多様化を考慮しつつ、携帯網と固定網を組み合わせ、1つの番号で提供されるサービスの発展も考慮されたものであると考えます。</p> <p>過去の経緯を振り返りますと、平成 19 年 3 月の FMC サービスに関する答申「FMC (Fixed-Mobile Convergence) サービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」で 060 番号の利用が規定されたわけですが、当初の 060 番号を FMC 番号として利用する諮問案に対し、MNO が従来の 090 番号等を利用して FMC サービスを行うことを主張して両方の番号で FMC サービスができることとなりました。</p> <p>その当時はまだスマホがなくガラケーの時代でしたので、MNO 以外の事業者が FMC サービスを行うことができず、結果として FMC サービスは MNO が独占的に 090 番号等を使用して提供しております。</p> <p>よって、FMC サービス自体に需要がないわけではなく、060 番号を利用した FMC サービスは MNO の都合により利用されなかつたにすぎません。</p> <p>昨今のモバイル環境の進捗を考えますと、MVNO 事業者の参入、スマホ化の進展が急激に進んでおり、当社のような MVNO 事業者も IP 電話技術を活用して FMC サービスが可能となるマーケット変化があります。</p> <p>その中で、060 番号を使った FMC サービスの提供ができなくなることは、MVNO は無線局設置規定から 090 番号等の付与が認められていないため、実質的に FMC サービスの提供の道が閉ざされることとなります。</p> <p>よって当社は本案に強く賛成し、MNO と MVNO の公平性の観点からも 0600 番号を使用した FMC サービスが提供できるようにお願い申し上げます。</p> <p>(フリービット株式会社)</p>	<p>号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。」(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27 年 12 月 17 日))を踏まえ、FMC 等専用番号を 0601~0609 から 0600 に移行するものです。</p> <p>移行先については、「FMC 等専用番号の移行先候補」(情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 第 79 回 資料 79-4 (参考 2))、同部会 電気通信番号委員会 第 7 回 資料 7-2 (参考 2))を踏まえ検討した結果、「0600」番号帯とするところが適当と考えます。</p> <p>なお、FMC 等専用番号の指定要件については従前から変更はなく、無線局設置は要件には含まれておりません。</p>	
4	<p>FMC サービスに対し 0600-DEF-GHJK を割り当てることに対し、反対ながらもこの番号帯域を割り当てるのが最も合理的であると判断します。</p> <p>反対の理由としては 6 という字形が 8 と似ていることや、既に着信課金サービスに利用されている 0800-DEF-GHJK と一見し</p>	<p>本改正案にご理解をいただいたものとして承ります。</p> <p>今般の制度改正は、「M2M 等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫(不足)が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話番号(090/080/070)と隣接している 060 番号については 9,000 万番</p>	無

	<p>た時の印象が似ているため、両者を相互に誤認してしまふ恐れがあり、かけ間違いが多発する可能性があります。 当初は上記理由により、提案されていない他の番号帯域の活用について思考してみたものの、下記理由により 0600 がより“マシな選択”であると考えました。</p> <p>0660-DEF-GHJK について 始めに FMC サービスは高度な電話サービスであると判断し、0A80 番号を割り当て、以前の FMC/UPT サービスと連続性を考え、この番号帯を割り当てるのが妥当であると考えました。 大阪 06 と一見衝突しているもの 06-60DE-FGHJ は使用禁止となっており、0610-DE-FGHJ とは違って衝突しないと判ります。しかしながら FMC サービスを利用し、大阪からの発呼と誤認せしめる行為ができうることとなり、更には電話交換設備の改修費用が大きくなると考えられ、望ましくないと考えられます。</p> <p>020-6DEF-GHJK について 次に特殊な電話である 0A0 番号の中で、以前の FMC/UPT サービスとの連続性を保ったまま移行できる先を考えました。060-CDEF-GHJK(C は 0 を除く)を留保するために FMC サービスの番号移行を行うという目的を考えると新規帯域を使うのは望ましくなく、ついこの間データ通信を主とする携帯電話向けに割り当てられた 020-CDEF-GHJK(C は 0 および 4 を除く)を分割するのが妥当であると考えました。 しかしながらこの番号帯域は増加する M2M 需要のために割り当てられた帯域であり、更には FMC と M2M とを誤認させる可能性があるため、利用への心理的障壁につながると考えられ、望ましくないと考えられます。</p> <p>以上より、0600-DEF-GHJK が最も“マシな選択”であると考えられます。 (個人①)</p>	<p>号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。」(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27 年 12 月 17 日))を踏まえ、FMC 等専用番号を 0601~0609 から 0600 に移行するものです。</p> <p>移行先については、「FMC 等専用番号の移行先候補」(情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 第 79 回 資料 79-4 (参考 2)、同部会 電気通信番号委員会 第 7 回 資料 7-2 (参考 2))を踏まえ検討した結果、「0600」番号帯とすることが適当と考えます。</p>	
5	<p>今回の電気通信番号規則等の改正案は、将来的な携帯電話番号の枯渇対策として、現在の電気通信番号の使用状況に配慮したものであり、また、電気通信番号の有効利用に資することか</p>	<p>今般の制度改正は、「M2M 等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号の逼迫(不足)が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話番号</p>	無

	<p>ら、賛同致します。</p> <p>将来、0601～0609 番号を携帯電話番号に開放する場合には、電気通信番号を使用する事業者として、FMC 番号帯と携帯電話番号帯を区別して周知するなど、利用者に混乱が生じないよう、取り組む必要があると考えます。</p> <p>(株式会社 NTT ドコモ)</p>	<p>(090/080/070) と隣接している 060 番号については、9,000 万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要や M2M 等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。」(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けて電気通信番号に係る制度の在り方」(平成 27 年 12 月 17 日)) を踏まえ、FMC 等専用番号を 0601～0609 から 0600 に移行するものであり、本改正案に賛同いただいたものとして承ります。</p> <p>将来、0601～0609 番号を携帯電話番号に開放することとなる場合には、総務省や関係事業者等が、利用者に混乱が生じないよう、対応する必要があると考えます。</p>	
6	<p>電気通信事業報告規則には、電話番号として、090 の他に 091 が書かれているが、092 (主に福岡市)、093 (主に北九州市) の番号が現在使用されているので、091 については使用に反対である。</p> <p>携帯電話番号は 0A0 の形式の番号としていただきたいと考える。(それも埋まったら根本的な改正を行う形での対応を行うとした方が良いのではないかと考える。) それ以外には特段の反対は無い。</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人②)</p>	<p>現在、電気通信番号規則においては、携帯電話又は PHS に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として 070/080/090、別の端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号として 091 がそれぞれ規定されているところですが、今回はこれらの電気通信番号に関する改正は予定しておりません。</p>	無

平成29年9月1日

総務大臣  
野田 聖子 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書 (案)

平成29年6月23日付け諮問第3095号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりである。



## 背景

- M2M等専用番号の導入に伴う携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行う中で、平成27年12月、情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」において、使用のないFMC等専用番号(060番号帯)を、将来的に携帯電話番号として使用することを見据えて留保することが適当との言及。
- これを踏まえて、FMC等専用番号を060番号帯から別の番号帯に移行し、060番号帯は留保するよう措置を検討。

## 改正の概要

- 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)
  - FMC等専用番号として、060番号帯から0600番号帯へ移行
- 基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
  - ユニバーサルサービスに係る負担金の徴収の対象である060番号帯を0600番号帯に移行

(参考:諮問対象外)

- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
  - FMC等専用番号に関する報告様式の整備

## 施行期日

公布の日から施行

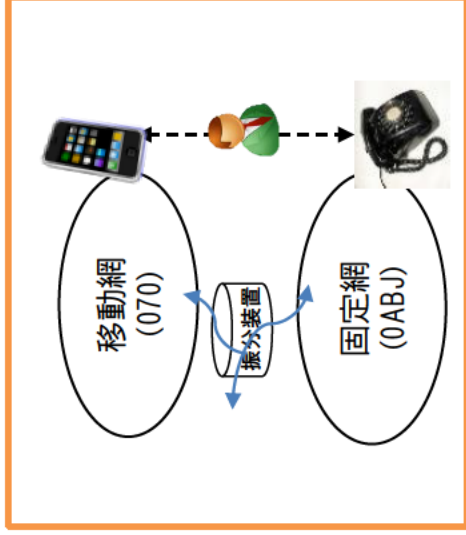
# 電気通信番号規則におけるFMC (Fixed-Mobile Convergence)サービス

## 概要

- 網形態、通話料金、通話品質などを問わず、複数の網を組み合わせるにより、1番号、1コールで提供されるサービス。

## 網イメージ(例)

### 移動(070等)と固定(0ABJ)の組合せ

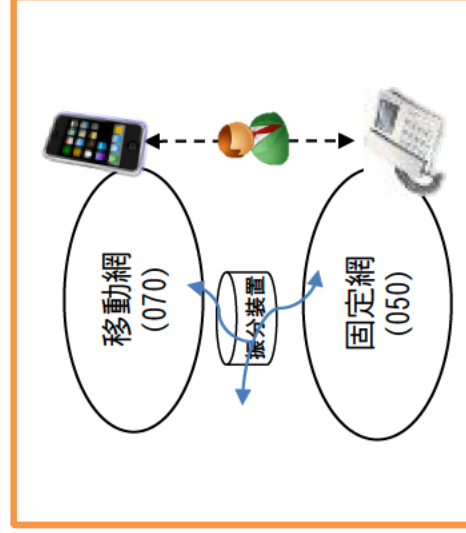


使用可能番号

060、070等

NTTコミュニケーションズが提供  
(平成23年3月サービス終了)

### 移動(070等)と固定(050)の組合せ

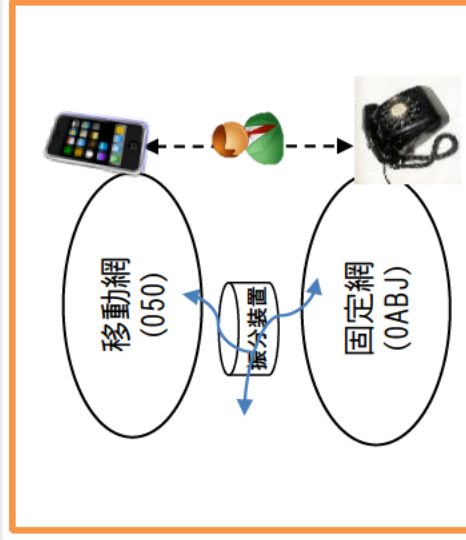


使用可能番号

060、070等、050

NTTドコモが提供中(070等)

### 固定(0ABJ)と移動(050)の組合せ



使用可能番号

060、050

- ※1 上記以外の網の組合せも可能(固定-固定、移動-移動も可)
- ※2 転送の仕組を利用することで、1コールではない類似のサービスが可能

# 携帯電話・PHSの電話番号を含む0A0番号帯の使用状況

- 携帯電話・PHSの電話番号は、(主に音声)「070」、「080」及び「090」で始まる11桁の電話番号を指定しているが、平成29年3月末時点で、**指定可能な番号数の残は070番号帯の2,590万番号**。(2億7,000万番号のうち2億4,410万番号を指定済み)
- M2M等専用番号として、平成29年1月、「020」を追加。

0A0番号帯の使用状況 (平成29年3月末)

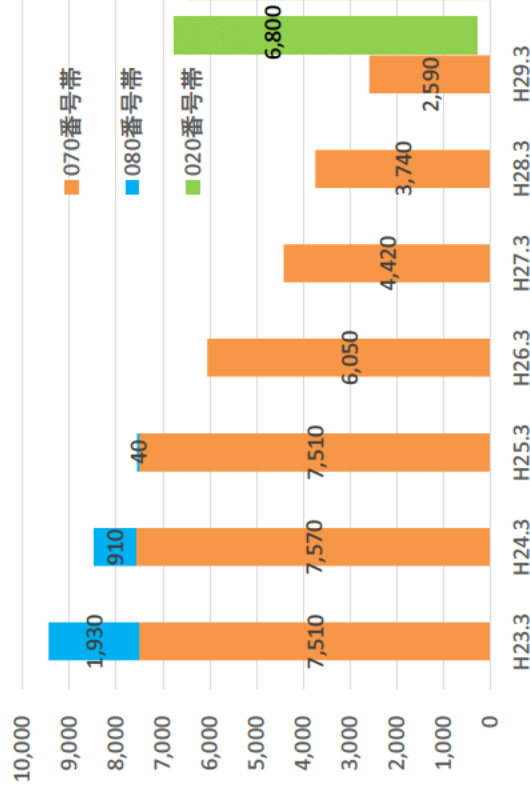
番号帯	用途	番号容量 <sup>(注1)</sup>	指定済み数	指定可能数
010	国際電話			
020	M2M等専用番号 <sup>(注2)</sup>	8,000万	1,200万*	6,800万
030	(未指定)			
040	(未指定)			
050	IP電話	9,000万	2,367万	6,633万
060	FMC等サービス	9,000万	(未指定)	9,000万
070	携帯電話／PHS	9,000万	6,410万	2,590万
080		9,000万	9,000万	0
090		9,000万	9,000万	0

注1: 現在、0A0の次の4桁目が0である番号は使用されていない。

注2: 020-4番号のみ発信者課金無線呼出しに指定。

※: 平成29年5月末現在、1,640万番号指定済み。

携帯電話・PHSの電話番号の指定可能数の推移



(参考1) 0A0番号(0A00番号を含む)の用途

4桁目 上3桁	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
010	国際プレフィックス									
020		M2M等			発信者課金 無線呼出し	M2M等				
030										
040										
050	IP電話									
060	FMCサービス等									
070										
080	着信課金 サービス	携帯電話／PHS								
090										

※ 0A0 + CDEFGHJK 通常、0A0番号は4桁目の数字(C)が1から9までの11桁の番号。

## (参考2) FMC等専用番号の移行先候補

移行先候補	容量(単位:番号)	留意点
0600 + 7桁	1,000万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行前の060番号(0601～0609番号)に隣接</li> <li>・将来、0601～0609番号を携帯電話向けに開放する場合、携帯電話番号と誤認の恐れ</li> </ul>
0500 + 7桁	1,000万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IP電話番号(0501～0509番号)との識別のために必要なネットワーク改修等の費用が高額になる恐れ</li> <li>・移行直後から、IP電話番号と誤認の恐れ</li> </ul>
0AB0 + 6桁 (A≠6 and B≠0、 0130など未使用番号)	100万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移行前の060番号との関連性が希薄</li> <li>・番号容量が不足する恐れ</li> </ul>
0610 + 6桁	100万	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪06+1XY番号と衝突</li> <li>・番号容量が不足する恐れ</li> </ul>
専用番号の廃止	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からFMC等専用番号の存続の要望あり</li> </ul>

(参考) 過去、NTTコミュニケーションズは、060番号帯において104万番号を使用(平成17年3月末時点)

### (参考3) 携帯電話番号、IP電話番号、FMC等専用番号の比較

	ネットワークの 識別性	音声品質	緊急通報 機能	番号ポータビリティ	通話料金
携帯電話番号 将来の0601～0609番号	携帯電話 ネットワーク	自主基準 ※実際は中程度の 音声品質	義務	義務 ※データ伝送業務のみであ る場合等を除く	比較的高額
IP電話番号 現在の0501～0509番号	IPネット ワーク ※固定、移動の識別 性なし	最低限の品質	任意	任意	比較的低額
FMC等専用番号	複数ネットワー クの組合せ ※固定、移動の識別 性なし	使用される ネットワーク に依存	任意	任意	未定

注 ネットワークの識別性、音声品質、緊急通報機能、番号ポータビリティは、電気通信番号規則等により担保。

# (参考4) 0AB0番号の用途

自治体名については該当する一例を記載

A	B	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0		-	00XY番号								
1		国際プレ フィックス		着信課金					伝言ダイ ヤル	大量呼 受付	
2			宮城県 登米市 市外局番			福島県 双葉郡 市外局番	新潟県 阿賀野市 市外局番	長野県 飯田市 市外局番	群馬県 伊勢崎市 市外局番	茨城県 古河市 市外局番	
3			東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番	東京都 市内局番
4			埼玉/千葉 市内局番 +1XY	埼玉/千葉 市内局番	埼玉/千葉 市内局番	埼玉/千葉 市内局番	埼玉/千葉 市内局番	神奈川県 箱根町 市外局番	千葉県 勝浦市 市外局番	埼玉県 久喜市 市外局番	埼玉県/千葉 市内局番
5							静岡県 御殿場市 市外局番		統一番号		
6			大阪府 市外局番 +1XY	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番	大阪府 市内局番
7						滋賀県 高島市 市外局番			福井県 敦賀市 市外局番		兵庫県 加西市 市外局番
8		着信課金	山口県 大島郡 市外局番	山口県 大島郡 市外局番						高知県 四万十市 市外局番	
9			長崎県 対馬市 市外局番	福岡県 行橋市 市外局番	福岡県 宗像市 市外局番	福岡県 平戸市 市外局番	長崎県 平戸市 市外局番			沖縄県 名護市 市外局番	情報料 代理徴収

0A00  
+  
7桁

0AB0  
+  
6桁

(計11桁)

(計10桁)

## (参考5) 携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方 平成27年12月17日情報通信審議会答申(抜粋)

### 第4章 その他

以上に述べてきたように、M2M等専用番号の導入や携帯電話番号の指定基準の見直しを行っても、携帯電話番号のひっ迫(不足)が生じる場合も考えられる。したがって携帯電話番号(090/080/070)と隣接している060番号<sup>10</sup>については9,000万番号が未指定の状態となっているため、携帯電話番号の需要やM2M等専用番号の利用動向を踏まえつつ、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくことが適当である。

また、0AB0番号帯の一部は付加サービス向けに使用してきており、0800番号は着信課金サービスを識別するための番号として使用されているところ、0900番号及び0700番号についても付加サービスに用いるべきとの考え方も取り得る。一方、0900番号及び0700番号は未使用であるところ、番号のひっ迫状況によっては、将来的に携帯電話向けに使用すべきとの判断もあり得るため、引き続き留保しつつ、番号の使用状況全般を注視していくことが適当である。

<sup>10</sup> 060番号の用途は、現在、UPT(Universal Personal Telecommunication) サービス及びFMC(Fixed-Mobile Convergence) サービスに割り当てられているが、番号は指定されていない。



○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一            第一号～第八号（略）            第九号（第10条第1項第1号関係）  <u>600DEFGHIJK</u>            ただし、<u>DEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。            注 英字は、十進数字とする。            第十号～第十二号（略）</p>	<p>別表第一            第一号～第八号（略）            第九号（第10条第1項第1号関係）  <u>60CDEFGHIJK（Cは0を除く。）</u>            ただし、<u>CDEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。            注 英字は、十進数字とする。            第十号～第十二号（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	<u>600DEFGHIJK</u>	8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	<u>60CDEFGHIJK</u>
9・10（略）	（略）	9・10（略）	（略）
注1・2（略）		注1・2（略）	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令案新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改正案

現行

様式第28 (第8条関係)

第1表 (略)

第2表

様式第28 (第8条関係)

第1表 (略)

第2表

電気通信番号の使用状況報告 (O A B ~ J 番号以外)					
年 3 月 31 日現在					
事業者名					
電気通信番号の種類	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポーラリティに係る番号使用数	F M C 番号に係る番号使用数
合 計					

電気通信番号の使用状況報告 (O A B ~ J 番号以外)					
年 3 月 31 日現在					
事業者名					
電気通信番号の種類	番号使用数	番号未使用数	番号休止数	番号ポーラリティに係る番号使用数	F M C 番号に係る番号使用数
合 計					

注 1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「091」、「070/080/090」、

「020C」 (Cは0及び4を除く十進数字とする。)、「0204」、

「881」、「06001」、「050」 又は 「0A B 0」 を記載すること。

注 1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」、「020C」 (電

気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号)、

「0204」 (電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番

3～8 (略)  
第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

号)、「8811」、「0911」、「0601」、「050」又は「0A B0」を記載すること。  
3～8 (略)  
第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				年	月末現在
				事業者名	
電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2) ＋(3)	
1～7 (略)	(略)	(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより最終利用者に用いられているもの		
8 電気通信番号規則第10条	600から始まる電気通信番号				

電気通信番号の使用状況報告等				年	月末現在
				事業者名	
電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2) ＋(3)	
1～7 (略)	(略)	(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより最終利用者に用いられているもの		
8 電気通信番号規則第10条	60から始まる電気通信番号				

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。